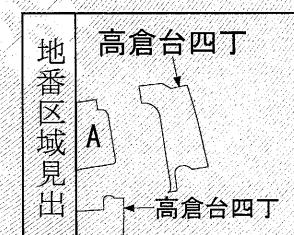


(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

A 高倉台四丁



請求部	所在	堺市南区高倉台四丁				地番	7番31	
出力縮尺	1/1000	精度区分	甲二	座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類 その他
作成年月日	昭和57年12月10日				備付年月日 (原図)		補記事項	地図の縮尺は1/500ですが、1/1000に変更して出力しています

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

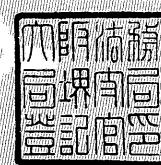
平成25年8月27日  
大阪法務局堺支局

申請番号：40-7

(1/1)

登記官

坂口朝代



公用